

京都市上下水道企業管理規程第16号

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年5月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

別表第2その他の公印の項保管者の欄中「及び管路管理センター所長又は支所長」を「、漏水修繕センター所長及び管路管理センター所長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)